

報告第 2 号

令和 5 年度南部水道企業団水道事業会計決算に基づく  
資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)  
第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を監  
査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

| 特別会計の名称 | 令和 4 年度<br>資金不足比率 | 令和 5 年度<br>資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------|-------------------|-------------------|---------|
| 水道事業会計  | -                 | -                 | 20.0%   |

※ 資金不足比率の「-」表示は、資金の不足額が発生していないことを表  
しています。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光





南水監委第10号  
令和6年8月21日

南部水道企業団  
企業長 金城 政光 様

南部水道企業  
監査委員 翁長 朝  
監査委員 上原 勝



令和5年度南部水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

## 令和5年度南部水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された、資金不足比率については、算定基礎となる事項を記載した書類と決算書等を照合した結果、計数は正確であると認められた。

また、資金不足比率算出過程においても適切に算定されており、資金不足比率を算出するにあたり流動資産の額が流動負債の額を上回っており資金不足額は生じない。

したがって、資金不足比率も発生せず、経営状況は良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。

| 比 率 名  | 令和4年度 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|--------|-------|-------|---------|
| 資金不足比率 | —     | —     | 20.0%   |